



# 佐賀県公報

平成18年  
3月31日  
(金曜日)  
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(一四・県民協働課)	二
◎佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則	(一五・地域福祉課)	二
◎佐賀県立春日園管理規則等の一部を改正する規則	(一六・障害福祉課)	三
◎危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則	(一七・生活衛生課)	四
◎佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則	(一八・ )	五
◎佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則を廃止する規則	(一九・森林整備課)	八
◎佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(二〇・職員課)	八
◎佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(二一・ )	一七
◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(二二・ )	一七
告 示		
◎佐賀県介護保険財政安定化基金運営要綱の一部改正	(二三・四・長寿社会課)	一七
教育委員会事項		
◎佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	(規則・二)	一八
◎佐賀県育英学生選考委員規程の一部改正	(告 示・六)	三

### 公布された規則のあらまし

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一四号)

1 特定非営利活動法人の設立等に係る手続については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定の例によることとした。(第一九条関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則(規則第一五号)

1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立春日園管理規則等の一部を改正する規則(規則第一六号)

1 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、次に掲げる佐賀県規則について所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県立春日園管理規則

(2) 佐賀県立佐賀コローニ管理規則

(3) 佐賀県立希望の家管理規則

(4) 佐賀県立九千部学園管理規則

(5) 佐賀県知的障害者通勤寮条例施行規則

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則(規則第一七号)

1 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成一八年六月一日から施行することとした。

○佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一八号)

1 佐賀県小規模水道条例第一四条の規定により鹿島市長が処理することとされた事務について、佐賀県小規模水道条例施行規則の規定を適用させることとした。(第二条、第五条、第七条、第十条及び様式関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則を廃止する規則(規則第一九号)

1 佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二〇号)

1 退職した者の基礎在職期間に該当する在職期間を定めることとした。(第四条の二関係)

2 退職手当の調整額の計算の対象から除外される休職月等、退職した者がその者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月において属していた職員の区分その他の退職手当の調整額の計算に関し必要な事項を定めることとした。(第四条の四、第四条の七関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則(規則第二一号)

1 佐賀県職員給与条例に規定する給料表の級構成の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(第十二条関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規

則の一部を改正する規則(規則第二二号)

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第七条の二関係)

2 この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行することとした。

○規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十四号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十九条 条例第七条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年佐賀県規則第四十九号)の規定の例による。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十五号

佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年佐賀県規則第十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による廃止前の佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則は、佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例(平成十八年佐賀県条例第二十三号)附則第三項に規定する者がある間は、なおその効力を有する。

佐賀県立春日園管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十六号

佐賀県立春日園管理規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立春日園管理規則の一部改正)

第一条 佐賀県立春日園管理規則(昭和三十二年佐賀県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

第三条の指導課の事務分掌の第六号中「児童短期入所事業」を「短期入所事業」に改める。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができる。

第十条中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「第二十一条の十一第五項」を「第二十二条第五項」に、「居宅受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

第十一条第一号中「食料費」を「食事の提供に要する費用」に改め、同条第三号中「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 光熱水費

様式中「児童短期入所」を「障害福祉サービス」(簡称「入所」)に、「児童短期入所」を「障害福祉サービス」に改める。

(佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部改正)

第二条 佐賀県立佐賀コロニー管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

第十一条中「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項」に、「指定居宅支援(以下「指定居宅支援」という。)」を「指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)」に、「第十五条の六第五項」を「第二十二条第五項」に、「居宅受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

第十二条第一号中「食料費(指定居宅支援に係る者に限る。)」を「食事

の提供に要する費用」に改め、同条第三号中「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「指定居宅支援に係る者に限る。」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 光熱水費

三 被服費

様式第一号中「指定居宅支援(知的障害者短期入所)」を「指定障害福祉サービス(短期入所)」に、「居宅支援給付番号」を「障害福祉サービス給付番号」に改める。

(佐賀県立希望の家管理規則の一部改正)

**第三条** 佐賀県立希望の家管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

第十二条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

**第四条** 佐賀県立九千部学園管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

第十条を次のように改める。

(特に要する費用)

**第十条** 条例第三条第二項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 被服費

四 日用品費

五 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、その入園者に負担させることが適当と認められるもの

(佐賀県知的障害者通勤条例施行規則の一部改正)

**第五条** 佐賀県知的障害者通勤条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「食材料費」を「食事の提供に要する費用」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 光熱水費

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十七号

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(昭和五十六年佐賀県規則第四十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十八号

佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第二項」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十四条の規定により読み替えて適用する条例第三条第二項の規定による確認の申請書は、別記様式第一号によるものとし、これに添付する設計書その他の書類は、前項第一号から第三号までに掲げるものとする。

第三条中「第三条第四項」を「第三条第三項(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第四条中「条例第四条」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第五条中「第五条第一項」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第十条第二号及び第三号」を「第十五条第一項第四号の表の上欄」に改める。

第七条中「第八条第二項」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第八条中「第九条」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「伝染病」を「感染症」に改める。

第九条中「第十条」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)」を加える。

第十条中「第十一条」の下に「(条例第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第十一条中「保健所」を「保健福祉事務所長」に改める。

第一号様式中「~~貯溜池管理~~」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式

(確認の場合)

指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道布設工事の設計は、佐賀県小規模水道  
条例第3条第1項各号の基準に適合することを確認する。

年 月 日

氏 名

\_\_\_\_\_  
(確認できない場合等)

第 号

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

氏 名

小規模水道布設工事の設計について（通知）

年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道布設工事の設計は、次のとおり佐賀県  
小規模水道条例第3条第1項の基準に適合しません。（次の理由により基準に適合するかしないかを判  
断することができないので通知します。）

なお、この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以  
内に、 に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、 (代表者は、  
となります。) を被告として取消訴訟を提起することができます。

適合しない点

(適合するかしないか判断できない理由)

第三号様式中「佐賀県知事」を削り、「年 月 日付第 号」を「年 月 日付 第 号」とし「条例」を「佐賀県小規模水道規程」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「佐賀県知事」を削り、「条例」を「佐賀県小規模水道条例」に改める。

第六号様式を次のように改める。

第六号様式

No. _____	年	月	日交付	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">           使用期限            年 月 日         </div>
職 _____	氏 名 _____			
小規模水道立入検査証				
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">           印         </div>				

(70mm)

(50mm)

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第十九号

佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則を廃止する規則

佐賀県ふれあいランド馬渡管理規則(平成七年佐賀県規則第十号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第二十号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和五十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条の二第一項中「第五条の四」を「第五条の五」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(基礎在職期間)

第四条の二 条例第五条の二第二項第十九号に規定する知事が定める在職期間

は、次に掲げる在職期間とする。

一 条例第七条の四第六項に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

二 条例附則第二十七項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

三 条例附則第二十八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間

四 条例附則第二十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

五 条例附則第三十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間

六 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第十九条第一項に規定する再び職員となつた者の同条第二項に規定する特定法人役職員としての在職期間

第四条の三の次に次の六条を加える。

(条例第六条の四第一項に規定する休職月等)

第四条の四 条例第六条の四第一項に規定する知事が定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現

在職期間)

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現

在職期間)

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現

在職期間)

四 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現

在職期間)

実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等

二 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

**第四条の五** 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、別に知事が定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員  
(職員の区分)

**第四条の六** 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のイ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)  
**第四条の七** 第四条の六(第四条の五の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(条例第六条の五第二項に規定する知事が定める額)

**第四条の八** 条例第六条の五第二項に規定する知事が定める額は、佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)第二条第一項第一

号に掲げる職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、それ以外の職員で、当該給与の額が月額で定められているものについてはその額とし、当該給与の額が日額で定められているものについてはその日額の二十一日分に相当する額とする。

(その者の非違により退職した者)

**第四条の九** 条例第八条第二項第二号に規定する知事が定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第十条の二第三号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

**別表(第四条の六関係)**

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	第二号区分	第三号区分
<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に適用されていた佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち別に知事が定めるもの</p> <p>三 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年条例第二号。以下「平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例」という。)第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に適用されていた一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年条例第三号。以下</p>	<p>「平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例」という。)第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給以上の給料月額を受けていたもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p>
<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であったもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p>		

	<p>第四号区分</p> <p>七 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>八 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間ににおいて適用されていた佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち別に知事が定めるもの</p>
<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもののうち別に知事が定めるもの又は八級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち別に知事が定めるもの又は四級であつたもの(第一号区分の項第二号、第二号区分の項第四号及び第三号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>第五号区分</p> <p>八 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの(第二号区分の項第三号、第三号区分の項第三号及び第四号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち別に知事が定めるもの又は六級若しくは七級であつたもの(第三号区分の項第五号及び第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>七 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>八 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の給料月額を受けていたもの</p>

第七号区分	第六号区分	高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級から五級までであつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち別に知事が定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたものうち別に知事が定めるもの又は六級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち別に知事が定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち別に知事が定めるもの</p> <p>五 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたものうち別に知事が定めるもの</p>	<p>高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p>
口 平成十八年四月以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		
第一号区分	第八号区分	<p>級若しくは二級であつたものうち別に知事が定めるもの又は三級であつたもの（第三号区分の項第四号、第四号区分の項第四号及び第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち別に知事が定めるもの又は四級若しくは五級であつたもの（第五号区分の項第五号及び第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち別に知事が定めるもの又は四級若しくは五級であつたもの（第五号区分の項第六号及び第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 平成十五年四月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたものうち別に知事が定めるもの</p>

	<p>第三号区分</p>	<p>第二号区分</p>	
<p>八 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表を受けていた者で同表第四号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの  二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの  三 平成十八年四月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの  四 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であつたもの  五 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの  六 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの  七 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの  二 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの  三 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの  四 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの  五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>十八年四月以後の任期付研究員条例」という。)第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給以上の給料月額を受けていたもの</p>
<p>第五号区分</p>		<p>第四号区分</p>	
<p>一 平成十八年四月以後の県職員給与と条例又は平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p>	<p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第九号に掲げる者を除く。)  八 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表第三号給の給料月額を受けていたもの  七 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの  六 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)  五 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの  四 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの  三 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの  二 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの  一 平成十八年四月以後の県職員給与と条例又は平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の県職員給与と条例又は平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの  二 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの  三 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの  四 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの  五 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの  六 平成十八年四月以後の県職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの  七 平成十八年四月以後の任期付職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの  八 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表第三号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>九 平成十八年四月一日以後適用されている佐賀県公立学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の学校職員給与と条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの  十 平成十八年四月一日以後適用されている佐賀県公立学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の学校職員給与と条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの  十一 平成十八年四月一日以後適用されている佐賀県公立学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の学校職員給与と条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの  十二 平成十八年四月一日以後適用されている佐賀県公立学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の学校職員給与と条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p>

<p>第六号区分</p>	<p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの(第二号区分の項第三号、第三号区分の項第三号及び第四号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は平成十八年四月以後の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち別に知事が定めるもの又は六級若しくは七級であったもの(第三号区分の項第五号及び第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表第二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は平成十八年四月以後の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち別に知事が定めるもの又は五級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は平成十八年四月以後の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち別に知事が定めるもの</p>
	<p>第七号区分</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の県職員給与条例又は平成十八年四月以後の学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の県職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であったもの(第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の県職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち別に知事が定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級若しくは二級であったもののうち別に知事が定めるもの又は三級であったもの(第三号区分の項第四号、第四号区分の項第四号及び第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)又は平成十八年四月以後の学校職員給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち別に知事が定めるもの又は四級若しくは五級であったもの(第五号区分の項第五号及び第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち別に知事が定めるもの又は四級若しくは五級であったもの(第五号区分の項第六号及び第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は</p>

第八号区分	二級であつたものうち別に知事が定めるもの 第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属し ないこととなる者
-------	--

様式第一号の裏を次のように改める。

(裏)

退職手当計算書

勤続期間	前歴期間	年 月 日	年 月	年 月
	職員となつた年月日	年 月 日	年 月	
	退職した年月日	年 月 日		
	除算すべき期間			年 月
退職手当の基礎となる勤続期間				年 月
給料月額	給料(職 級 号給)			円
	調整額(調整数 定額 円)			円
				円
	計 A			円
退職手当の特例適用の場合	定年年齢 歳	退職年度末の年齢 歳		円
	$A \times \left( 1 + \frac{2}{100} \times \text{残年数(年)} \right) \times A$			円
適用条項 3条、4条、5条適用(該当するものを○で囲むこと。)				
退職手当の基本額	算 式		支給率	額
	1年以上 10年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	月分	円
	11年以上 15年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	11年以上 25年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	16年以上 20年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	16年以上 24年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	21年以上 25年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	26年以上 30年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	26年以上 34年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	31年以上	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	35年以上	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	.	円
	期 間 別 計 B		.	円
	附則第30項又は昭和48年附則該当 (B×1.04)		.	円
	第3条第2項該当 ( B× $\frac{\quad}{100}$ )		.	円
第5条の2該当 特定減額前給料月額 円		.	円	
退職日給料月額(A) 円		.	円	
		+	円	
			円	
第6条の5第1項該当 ( (A×扶養手当 円) × $\frac{\quad}{100}$ )			円	
退職手当の基本額 C			円	
調整額	区 分	期 間	額	退職手当の調整額 D
	号 円	月	円	円
	号 円	月	円	円
	号 円	月	円	円
退職手当額 C+D				円
佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年佐賀県条例第3号)附則第2条該当				円
佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年佐賀県条例第3号)附則第3条該当				円
退職手当裁定額				円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する知事が定める額)

2 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年佐賀県条例第三号。以下「改正条例」という。)附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する知事が定める額は、同項に規定する者が、別に知事が定めるところにより、改正条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「改正後の条例」という。)第七条第五項に規定するその者の職員以外の地方公務員等又は同条例第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間において同条例第二条第一項に規定する職員として在職していたものとみなした場合には、その者が条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

(改正条例附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する知事が定める額)

3 改正条例附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する知事が定める額は、前条に規定する給料月額とする。

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十一号

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和二十九年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「五級又は四級」を「三級」に、「六級以上」を「四級以上」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十二号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年佐賀県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)の施行の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百三十四号

佐賀県介護保険財政安定化基金運営要綱(平成十二年佐賀県告示第二百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一項、第四条、第七条(見出しを含む。)及び第八条(見出しを含む)

む。)中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 教育委員会事項

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第二号

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県育英資金貸与条例施行規則(平成十四年佐賀県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。

(貸与年額)

第二条 育英資金の貸与年額は、次のとおりとする。

一 地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校に在学する者

イ 自宅通学のとき 二十一万六千円

ロ 自宅外通学のとき 二十七万六千円

二 私立の高等学校に在学する者

イ 自宅通学のとき 三十六万円

ロ 自宅外通学のとき 四十二万円

2 地方公共団体その他特別に定める公共的団体の奨学金の貸与を受ける者は、育英資金の貸与を受けることができない。

第三条を削る。

第四条第一項を次のように改める。

高等学校進学前の者で進学後育英資金の貸与を受けることを希望するものは、現に在学する中学校の校長又は卒業した中学校の校長(以下これらを「中学校の校長」という。)の推薦を受けなければならない。

第四条第二項中「大学、高等専門学校又は」及び「大学に在学する者にあつては卒業学校長の推薦を、高等専門学校又は高等学校に在学する者にあつては

を削り、「在学学校長」を「現に在学する高等学校の校長(以下「高等学校の校長」という。)」に改め、同条第三項中「在学学校長又は卒業学校は、第一項又は」を「中学校の校長が第一項の推薦をしようとするとき、又は高等学校の校長が」に改め、「連帯保証人と連署した」を削り、同条を第三条とする。

第五条第一項中「を決定する」を「の候補者を選考する」に、「在学学校長又は卒業学校長」を「中学校の校長又は高等学校の校長」に改め、同条第二項中「前項の規定により育英学生としての決定の」を「前項の規定による」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

3 教育長は、前項の規定により進学・在学届出及び誓約書を提出した者を育英学生として決定するとともに、本人及び中学校の校長又は高等学校の校長にその旨を通知する。

第六条を第五条とし、第七条を削る。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「したとき」を「しようとするとき」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(休学等の通知)

第七条 育英学生の在学する高等学校の校長は、当該学生の休学、転学又は退学が発生しようとするときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(返還の期間)

第十一条 条例第六条の規則で定める期間は、貸与を受けた育英資金の総額を

次の表の上欄に掲げる貸与を受けた育英資金の総額に応じ当該下欄に掲げる返還基準額で除して得た月数(その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)とする。

貸与を受けた育英資金の総額	返還基準月額
百八万円以下のもの	四千五百円
百八万を超え百三十二万円以下のもの	五千五百円
百三十二万円を超えるもの	貸与を受けた総額の二百四十分の一の額

第十三条の前の見出し並びに第十三条及び第十四条を削り、第十五条第一項中「第八条第三項」を「第八条」に改め、同条を第十三条とし、同条に見出しとして「(返還免除)」を付し、第十六条を第十四条とする。

様式第一号その一を削る。

様式第一号その二中「(第4条関係)」や「(第3条関係)」及び「収入・所得金額(千円)」や「収入・所得金額(万円)」及び「控除額(千円)」や「控除額(万円)」

※	特別学生制度	希望する 希望しない	本人の修学控除	認定所得金額 基準額 世帯人員__人
			母子・父子世帯、主たる家計支持者が別居している世帯	
			障害者のいる世帯	
			長期療養者のいる世帯、災害等の被害を受けた世帯	
			父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯	

※	控除額(万円)	本人の修学控除	認定所得金額 基準額 世帯人員__人
		母子・父子世帯	
1	2	障害者のいる世帯	
2	3	長期療養者のいる世帯、災害等の被害を受けた世帯	
3	希望するが、不採用の場合には2の資金を希望	主たる家計支持者が別居している世帯	

「親権者(未成年後見人) 氏名 ㊦ (本人との続柄)」

「親権者(未成年後見人) 氏名 ㊦ (本人との続柄)」

「4 親権者(未成年後見人) 氏名の欄は、本人が未成年の場合に記入してください。

「4 この願書には、親権者(未成年後見人)の所得を証する書類を添付してください。」

「4 この願書には、家族全員の所得を証する書類を添付してください。」

「3 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。」

「3 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。」



育英資金特別返還免除の決定を受けた場合					育英資金返還免除の決定を受けた場合				
返還期間	返還免除額の 返還総額	毎 回 還 の 額	最 返 還 の 額	年 月 日	返還期間	返還免除額の 返還総額	毎 回 還 の 額	最 返 還 の 額	年 月 日
				百 十 万 千 百 十 円					百 十 万 千 百 十 円
年賦・半年賦の返還月	年賦の場合			毎年 月	年賦の場合				毎年 月
				毎年 月					毎年 月
半年賦の場合	半年賦の場合			毎年 月	半年賦の場合				毎年 月
				毎年 月					毎年 月
卒業後の連絡先					就職予定先及びその連絡先				

や

卒業後の連絡先					育英資金返還免除の決定を受けた場合				
住所	電話番号	名 称	就職予定先及びその所在地	年 月 日	返還期間	返還免除額の 返還総額	毎 回 還 の 額	最 返 還 の 額	年 月 日
				百 十 万 千 百 十 円					百 十 万 千 百 十 円
				年賦・半年賦の場合の返還月	年賦の場合				毎年 月
									毎年 月
				半年賦の場合	半年賦の場合				毎年 月
									毎年 月
卒業後の連絡先					就職予定先及びその連絡先				

に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第十三号その二を削る。

様式第十四号の注の3を削る。

様式第十五号及び様式第十六号を次のように改める。

**様式第15号及び様式第16号 削除**

様式第十七号中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」及び「第15条第2項」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 死亡の場合は本人の死亡を証明する戸籍抄本、心身障害による場合はその事実及び程度を証明する医師の診断書を添付してください。

**附則**

**(施行期日)**

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則による改正後の佐賀県育英資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与を決定する者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。

**◎佐賀県教育委員会告示第六号**

佐賀県育英学生選考委員会規程(平成十四年佐賀県教育委員会告示第六号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

**附則**

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。